平成２２年（フ）第１６７号
徳島県徳島市国府町府中509番地の１
債務者　中須まり子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７１号
徳島県吉野川市鴨島町喜来乙32番地３
債務者　佐光　健次
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２号
徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字黒岩169番地１
債務者　片岡久美子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７３号
徳島市新浜町１丁目４番８号
債務者　矢部　**勢**一
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜160番地ハイムシルフィー106
債務者　中谷　早苗
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
徳島県鳴門市撫養町立岩字元地295番地コーポタニグチ201号
債務者　船渡　令子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７６号
徳島市佐古五番町７番１号―302号
債務者　樫原　美鈴
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
徳島県小松島市中田町字東山66番地の10
債務者　井原早也加
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８６号
徳島市北田宮２丁目７番７号―405号
債務者　北野　寛敏
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
徳島市南佐古七番町７番14号　長尾住宅平家２戸１東側、住民票上の住所徳島市南佐古七番町７番14号
債務者　板東　幾代
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
愛媛県宇和島市別当５丁目２番18―133号県営住宅宮の下第３団地
債務者　二宮　　徳
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４１号
愛媛県宇和島市別当５丁目２番18―133号県営住宅宮の下第３団地
債務者　二宮小夜子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０６号
高知県宿毛市平田町戸内1289番地４
債務者　小島麻奈美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２１号
高知県宿毛市与市明12番18号　谷本アパート１号室、住民票上の住所高知県宿毛市中央３丁目６番15号
債務者　池田　力也
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２２号
高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351番地96
債務者　伊與田明子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１３５号
愛知県江南市五明町天王10番地
債務者　鷹見　静子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６２号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目11番２号　リーフ萩丘303号、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島539番地の９
債務者　佐口　　豊
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係